

## インフォームド・コンセントの各論的事項の整理

## A. 卵子

	インフォームド・コンセント を受ける時期	各論の項目	事前説明	同意権者	説明者
凍結	医療が終了した時点で インフォームド・コンセント を受ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態学的な異常はないが、精子等の理由で生殖補助医療に用いられず凍結された未受精卵のうち不要となったもの</li> <li>・疾患の治療等のため将来の妊娠に備えて凍結された未受精卵のうち不要となったもの</li> <li>・他の疾患の治療のため卵子を保存する目的で摘出・保存されていた卵巣又は卵巣切片のうち不要となったもの</li> </ul>		夫婦双方 (夫婦でない場合には 提供者本人)	説明者を要しない。
非凍結	生殖補助医療以外の医療の 過程でインフォームド・ コンセントを受ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人科疾患等の手術により摘出された卵巣又は卵巣切片</li> </ul>		提供者本人	説明者を要する
	生殖補助医療の過程で インフォームド・コンセント を受ける ※ 同意撤回時間が実質的に 数時間しかない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非受精卵</li> <li>・形態学的な異常により生殖補助医療に用いられなかった未受精卵</li> <li>・形態学的な異常はないが、精子等の理由で結果的に生殖補助医療に用いられなかった未受精卵（非凍結）</li> </ul>	事前説明を夫婦双方に行うことを可能とする。	提供者本人	説明者を要する。